

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
10月20日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定(建築指導課).....
- 公告
大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....



山口県告示第三百七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町六丁目三四七の一五、三四八の四、三四八の一〇の一部及び三四八の一並びに潮音町八丁目三五一の六及び三五三の八	六・〇 七・〇	八八・六	平成二七、 九、三〇
下松市大字東豊井字中豊井九八六の一、九八八の一及び九八六の一地先	四・〇 六・〇	五三・九	一〇、 一



(三〇四) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年五月二十九日山口県公告(一六四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCMダイキ下関店

所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三〇五) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年六月五日山口県公告(一六九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社山口井筒屋宇部店

所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三〇六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年六月五日山口県公告(一七一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。